

法改正情報 ～「溶接ヒューム」が特定化学物質に～

改正労働安全衛生法施行令（令和 2 年政令第 148 号）等により、特定化学物質（第 2 類物質）に「溶接ヒューム」とこれまでマンガンから除かれていた「塩基性酸化マンガン」が追加されました。

については、特定化学物質等作業主任者の選任、作業従事者等への「特殊健診」の実施、作業環境測定及び換気、保護具関係等の規制が強化されます。

施行は令和 3 年 4 月 1 日（経過措置等により一部は令和 4 年 4 月 1 日）からとなっております。

以下の厚生労働省関係通達等を参照していただき、ご対応をお願いいたします。

- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について（令和 2 年 4 月 22 日付け基発 0422 第 4 号）
- 厚生労働省プレスリリース（「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等」を告示しました。）